

# 平成31年度 猿払村新エネ・省エネ設備等 導入促進補助金申請の手引き

村内の新エネ・省エネ設備等の普及促進を図り、低炭素社会構築に向けた環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的に、村内の住宅又は事業所に新エネ・省エネ設備等を設置しようとする方に対して、その費用の一部を補助します。

## 目次

1 対象となる設備及び補助金の額	2
2 補助金の対象となる申込みの条件	2～3
3 受付期間及び申請方法等	3
4 交付決定等	3
5 完了報告	4～5
6 補助金の額の確定および支払	5
7 交付決定の取消および補助金の返還	5
8 運転状況等の報告	5
9 対象設備等の管理および処分の制限	5
補助要件及び対象経費	6～8
補助金交付までの流れ（フロー）	9～12

## 《 よくお読みください 》

＜お問い合わせ等＞

猿払村役場住民課生活環境係  
(猿払村鬼志別西町172番地1)  
電話：01635-2-3133 (課直通)

# 1 対象となる設備及び補助金の額

## (1) 太陽光発電設備設置補助金

- ・ 太陽電池最大出力の合計値（日本工業規格(JIS)並びに国際電気標準会議(IEC)などの国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力の合計(kw)）で、4kwまでは1kw当たり7万円を乗じた額、4kwを超え6kwまでは、1kw当たり3.5万円を乗じた額で千円未満を切り捨て。（上限額は35万円）

## (2) 省エネ給湯機設備設置補助金

- ・ 対象経費に1/6を乗じた額から、千円未満を切り捨て。（上限額は10万円）

## (3) LED照明設備購入補助金

- ・ 村内にある住宅又は村内に建設予定の住宅で、かつ、自らが居住又は居住予定の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）は、対象経費に1/2を乗じた額から千円未満を切り捨て。  
（上限額は2.5万円。下限額は1万円）
- ・ 村内にある事業所又は村内に建設予定の事業所で、かつ、村内で事業活動を行うものが所有する事業所は、対象経費に1/2を乗じた額から千円未満を切り捨て。（上限額は10万円。下限額は5万円）

## (4) 木質系燃料ストーブ購入補助金

- ・ 対象経費に1/2を乗じた額から千円未満を切り捨て。（上限額は5万円。1台限り。）

※ 補助対象設備については、それぞれ要件がありますので御注意ください。

※ いずれの設備等についても、すでに設置（購入）されている場合は補助の対象となりません。

# 2 補助金の対象となる申込みの条件

## (1) 交付対象者

- ・ 村内に居住又は居住する予定がある方
- ・ 村内にある事業所又は村内に建設予定の事業所で、かつ、村内で事業活動を行う方
- ・ 補助対象設備等の設置工事の完了報告を行う際に村民であり、かつ、当該設置工事を行った住宅に居住している方
- ・ 猿払村の村税を滞納していない方

## (2) 交付対象設備等

- ・ 村内にある住宅又は村内に建設予定の住宅で、かつ、自らが居住又は居住予定の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）で使用する前記1の（1）～（4）までの設備
- ・ 村内にある事業所又は村内に建設予定の事業所で、かつ、村内で事業活動を行うものが所有する事業所で使用する前記1の（2）～（4）までの設備

## (3) 申請の制限

- ・ 同一年度内において、補助対象設備ごとに1世帯又は1事業者1回限りです。

#### (4) 書類の提出等

- ・各種書類の提出期日を遵守してください。(期日を過ぎた場合、補助金の交付を受けられません)
- ・申請から完了報告までの手続きに係る書類は、原則持参してください。
- ・提出のあった書類は、原則返還しません。

### 3 受付期間及び申請方法等

#### (1) 受付期間

##### ア 太陽光発電設備設置補助金

平成31年4月1日(月) から 平成31年9月30日(月)まで (先着順)

##### イ 省エネ給湯機設備設置補助金

平成31年4月1日(月) から 平成32年2月28日(金)まで (先着順)

##### ウ LED照明設備購入補助金

平成31年4月1日(月) から 平成32年2月28日(金)まで (先着順)

##### エ 木質系燃料ストーブ購入補助金

平成31年4月1日(月) から 平成32年2月28日(金)まで (先着順)

**※ 受付期間中、申請額の合計が予定額に達した時点で締切りとなります。申請受付状況については随時、役場住民課生活環境係へお問い合わせください。**

#### (2) 申請方法

- ・申請にあたっては、**交付申請書(別記様式第1号)**に必要書類を添えて提出してください。

※ 申請書類等は、**猿払村役場住民課生活環境係**でお受け取りください。

※ 受付時間は、午前8時45分から午後5時15分までです。**土・日曜日・祝日は受付を行っていません。**

#### [手続代行者]

- ・補助金の交付申請に係る手続を新エネ・省エネ設備等を設置又は販売する業者等に代行を依頼することができます。
- ・申請者から依頼された手続代行者は、誠意を持って対応してください。
- ・手続代行者が求めに応じていただけない場合は、申請者に直接対応いただくこととなりますので御了承願います。

### 4 交付決定等

- ・補助金の交付は、交付申請書(別記様式第1号)等で要件を審査の上決定します。なお、審査結果については、交付決定通知書(別記様式第2号)又は不交付決定通知書(別記様式第3号)により、通知書を申請者に送付します。
- ・交付決定前の工事着工は、補助対象外となりますので御注意願います。

## 5 完了報告

・ 設置工事完了後は、次の期日までに完了報告書（別記様式第8号）に添付書類を持参してください。

### （1）太陽光発電設備

#### ア 期 日

設置工事完了日から30日以内、かつ、平成32年2月7日(金)まで

#### イ 添付書類

（ア）太陽光発電設備（モニター等の発電量の累計を表示できる機能も含む）の設置等が確認できるカラー写真（補助対象設備が確認できる鮮明なもので、型番が掲載されているものについては型番が確認できるもの）を添付願います。

（イ）領収書の写しと、太陽光発電設備(見積書・契約書・領収書)内訳書（別記様式第9号）

（ウ）工事請負契約書の写し（猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に添付がなかった場合のみ）

（エ）交付対象者と電力会社との電力受給契約確認書及び電力受給開始のお知らせの写し

（オ）その他、村長が必要と認める書類

### （2）省エネ給湯機設備

#### ア 期 日

設置工事完了日から30日以内、かつ、平成32年3月31日(火)まで

#### イ 添付書類

（ア）省エネ給湯機設備の設置等が確認できるカラー写真（補助対象設備が確認できる鮮明なもので、型番が掲載されているものについては型番が確認できるものを添付願います。）

（イ）領収書の写しと、省エネ給湯設備(見積書・契約書・領収書)内訳書（別記様式第10号）

（ウ）工事請負契約書の写し（猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に添付がなかった場合のみ）

（エ）その他、村長が必要と認める書類

### （3）LED照明設備

#### ア 期 日

設置工事完了日から30日以内

#### イ 添付書類

（ア）LED照明設備の設置等が確認できるカラー写真（補助対象設備が確認できる鮮明なもので、型番が掲載されているものについては型番が確認できるものを添付願います。）

（イ）領収書の写し

（ウ）その他、村長が必要と認める書類

#### (4) 木質系燃料ストーブ設備

##### ア 期 日

設置工事完了日から30日以内

##### イ 添付書類

(ア) 設備の設置等が確認できるカラー写真(補助対象設備が確認できる鮮明なもので、型番が掲載されているものについては型番が確認できるもの)を添付願います。

(イ) 領収書の写し

(ウ) その他、村長が必要と認める書類

**※設置工事の完了後、現地検査を行う場合がありますので、あらかじめ承知おきください。**

## 6 補助金の額の確定および支払

- ・完了報告受理及び審査後、額の確定となります。
- ・額の確定通知後、速やかに「請求書」を提出してください。(別記様式第12号)
- ・提出が遅れますと、補助金の支払いができなくなることがありますので、御注意ください。

## 7 交付決定の取消および補助金の返還

- ・補助金の交付を受けた方が、虚偽の申請や不正の手段により交付決定を受けた場合などには、補助金交付の決定の全部又は一部を取消することがあります。
- ・また、すでに補助金が交付されているときは、交付決定を受けた方に返還を命じることがあります。

## 8 運転状況等の報告

- ・補助金の交付の決定を受けた方には、アンケートや運転状況等の報告書(別記様式第13号)への御協力をお願いします。

## 9 対象設備等の管理および処分の制限

### (1) 適正管理義務

- ・補助金を受けて対象設備等を設置した方は、対象設備等の適正な維持管理に努めてください。

### (2) 処分の制限

- ・補助対象設備等の設置工事等が完了した日から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する間、村長の承認を受けず、又は補助金交付の目的に反して、取外し、譲渡、交換及び貸付担保に供して使用することはできません。

**※太陽光発電設備17年間、省エネ給湯機(木質系燃料ストーブ)等6年間、LED照明設備15年間と定められています。**

## 補助要件及び対象経費

### (1) 太陽光発電設備

#### ア 要件等

(ア) 戸建住宅（店舗併設含む）で一般的に使用されている電力の引込み線（低圧配電線）と発電設備設置者の設備から電力会社の系統へ向う電力の流れ（逆潮流あり）で連系して、電力会社と受給契約を締結すること。

(イ) 申請者自らが居住する住宅において使用することを目的として設置すること。

(ウ) 増設ではないこと。

(エ) 一般社団法人 太陽光発電協会JPEA代行申請センターを通じて認定された未使用の設備で、以下の①から⑧の設備を設置すること。

#### ① 太陽電池モジュール

太陽光を電気に変換し発電するもので、太陽電池の最大出力（日本工業規格(JIS)並びに国際電気標準会議(IEC)などの国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力)の合計値が10kW未満で、「JPEA」が認定する設備に準じた適合機種に該当するもの

#### ② 架台

太陽電池モジュールを屋根等に固定するもの

#### ③ インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）

太陽電池で発生した直流電力を、電力会社の電力と同じ交流電力に変換するもの

#### ④ 接続箱

太陽電池からのケーブルを集めるためのボックスで、電気の逆流防止及びサージを吸収するもの

#### ⑤ 直流側開閉器

通常、接続箱に内蔵されており、点検時に太陽電池出力とシステムを遮断するもの

#### ⑥ 交流側開閉器（サービスブレーカー）

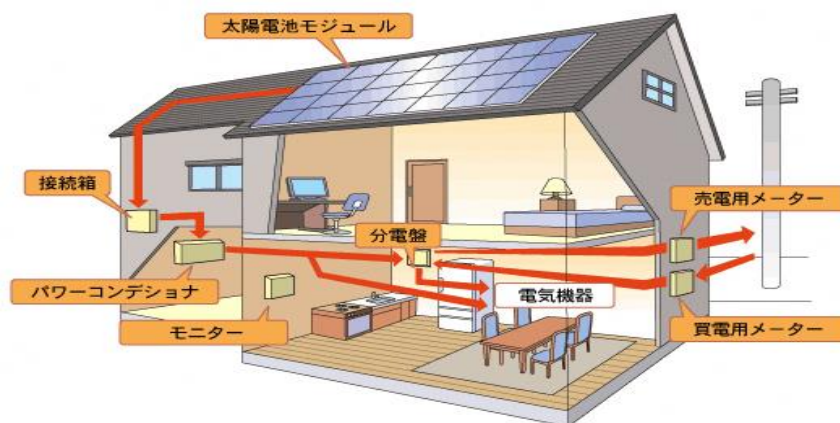
パワーコンディショナから出力された交流電力と商用電力を遮断するもの

#### ⑦ 余剰電力販売用電力量計

太陽電池で発生した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に、電力会社が買い上げる余剰電力を計量するメーター

#### ⑧ 累計の発電電力量を表示できる機能を備えた機器

(オ) 戸建住宅などで一般的に使用されている電力の引込み線（低圧配電線）と発電設備設置者の設備から電力会社の系統へ向う電力の流れ（逆潮流あり）で連系して、電力会社と受給契約を締結してください。



## イ 対象経費

設置要件としている上記のうち、①から⑧、設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）（消費税及び地方消費税の額を含む）。

## ウ 申請書添付書類

- (ア) 村税の納税状況調査に係る承諾書（別記様式第14号）
- (イ) 太陽光発電設備設置に係る図面（太陽電池モジュールの設置状況が確認できる平面図、正面図及び側面図）
- (ウ) 工事請負契約書又は見積書の写しと、太陽光発電設備（見積書・契約書・領収書）内訳書（別記様式第9号）
- (エ) 一般社団法人 太陽光発電協会JPEA代行申請センター（JP-AC）発行の「設備認定通知書」又は認定申請を行っている場合は「設備認定申請書」の写し
- (オ) 電力会社との接続契約を開始することを確認できるものの写し（「低圧太陽光発電設備系統連系・電力購入申込書」又は「系統連系および電力購入申込書」又は「太陽光発電電力需給契約確認書」又は「接続契約成立のお知らせ」等）
- (カ) 太陽電池の最大出力の合計値が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (キ) 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書（別記様式第15号）と当該物件の登記事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- (ク) その他、村長が必要と認める書類

## (2) 省エネ給湯機設備

### ア 要件

- (ア) 居住する住宅（店舗等の併設住宅を含む）又は事業所の給湯設備として使用すること。
- (イ) CO<sub>2</sub>を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ方式給湯機であること。
- (ウ) エネルギー消費効率（COP）が3.5以上であること。
- (エ) 寒冷地仕様であること。
- (オ) 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
- (カ) 未使用品であること。（中古品は対象外）

## イ 対象経費

室外ユニット、貯湯タンク、リモコン、配管、配線・配線器具の購入、据付、工事に関する費用（消費税及び地方消費税の額を含む）

## ウ 申請書添付書類

- (ア) 村税の納税状況調査に係る承諾書（別記様式第14号）
- (イ) 工事請負契約書又は見積書の写しと、省エネ給湯設備（見積書・契約書・領収書）内訳書（別記様式第10号）
- (ウ) 省エネ給湯の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (エ) 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書（別記様式第15号）と当該物件の登記事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- (オ) その他、村長が必要と認める書類

## (3) LED照明設備

### ア 要件

- (ア) 既存住宅又は事業所における蛍光灯設備等から発光ダイオード（LED）を使用した照明設備への交換であること。
- (イ) 新築住宅又は新築事業所に発光ダイオード（LED）を使用した照明設備であること。
- (ウ) 未使用品であること。（中古品は対象外）
- (エ) 灯具の交換を含むものであること。（電球（光源）のみは対象外）

## イ 対象経費

LED照明設備の購入費用（消費税及び地方消費税の額を含む）

#### ウ 申請書添付書類

- (ア) 村税の納税状況調査に係る承諾書（別記様式第14号）
- (イ) LED照明設備の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (ウ) 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書（別記様式第15号）と当該物件の登記事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- (エ) その他、村長が必要と認める書類

#### (4) 木質系燃料ストーブ

##### ア 要件

- (ア) 居住する住宅（店舗等の併設住宅を含む）又は事業所の暖房用として使用すること。
- (イ) 木質系燃料で使用できる暖房機であること。
- (ウ) 未使用品であること。（中古品は対象外）

##### イ 対象経費

木質系燃料ストーブの購入、据付費用（消費税及び地方消費税の額を含む）

#### ウ 申請書添付書類

- (ア) 村税の納税状況調査に係る承諾書（別記様式第14号）
- (イ) 木質系ストーブ設備の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- (ウ) 申請者と建物等の所有者が異なる場合、その所有者からの承諾書（別記様式第15号）と当該物件の登記事項全部証明書（登記簿謄本）の写し
- (エ) その他、村長が必要と認める書類



# 太陽光発電設備

## 補助金交付申請

受付期間中に、交付申請書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、内訳書（別記様式第9号）等の必要書類を添付のうえ、持参してください。

※書類に不備がある場合、受理できないことがあります。申請受付は先着順で、予定額に達した時点で締切りとなります。

申請いただいた内容を審査したうえで、交付決定通知書（別記様式第2号）又は不交付決定通知書（別記様式第3号）を送付します。なお、申請から交付決定まで10日程度要することがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 審査

## 設計計画の変更（中止）承認申請

※御注意ください！

〔設置する設備等を変更する場合〕

工事着手前に必ず、変更承認を受けてください。（変更承認申請書（別記様式第4号）を提出してください。）

**変更承認を受けずに設置した場合、補助金の交付を受けられなくなりますので御注意願います。**

変更内容を審査し、基準を満たす場合、変更承認通知書（別記様式第6号）を送付します。

〔中止の場合〕

速やかに中止承認申請書（別記様式第5号）を提出してください。（中止承認通知書（別記様式第7号）を送付します。）

提出が遅れた場合、他の申請者に補助金が当たらなくなる恐れがあります。

## 設計計画の変更（中止）承認通知

## 交付（不交付）決定通知

## 工事着手

対象設備の工事の着手は、必ず交付決定通知書（別記様式第2号）に記載のある交付決定日（変更した場合は変更承認通知日）以降に行ってください。

## 完了報告

完了報告書（別記様式第8号）に必要な事項を記入し、内訳書（別記様式第9・10号）等の必要書類を添付のうえ、設置工事完了日から30日以内、かつ、平成32年2月7日(金)までに持参してください。

## 交付額確定通知

提出いただいた完了報告書の内容を確認したうえで、額の確定通知（別記様式第11号）を送付します。

## 請求書

額確定通知後、請求書（別記様式第12号）を速やかに提出してください。

## 補助金の支払

補助金を申請者が指定する口座に振り込みます。

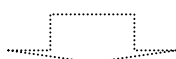
※入金までに2週間程度要します。

# 省 工 ネ 給 湯 機 設 備

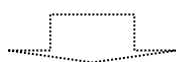
補助金交付申請



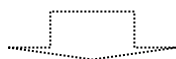
審 査



設計計画の変更（中止）承認申請



設計計画の変更（中止）承認通



交付（不交付）決定通



工 事 着 手



完 了 報 告



交付額確定通知



請 求 書



補助金の支払

受付期間中に、交付申請書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、内訳書（別記様式第10号）等の必要書類を添付のうえ、持参してください。

※書類に不備がある場合、受理できないことがあります。申請受付は先着順で、予定額に達した時点で締切りとなります。

申請いただいた内容を審査したうえで、交付決定通知書（別記様式第2号）又は不交付決定通知書（別記様式第3号）を送付します。なお、申請から交付決定まで10日程度要することがありますので、あらかじめ御了承ください。

※御注意ください！

[設置する設備等を変更する場合]  
工事着手前に必ず、変更承認を受けてください。（変更承認申請書（別記様式第4号）を提出してください。）  
変更承認を受けずに設置した場合、補助金の交付を受けられなくなりますので御注意願います。

変更内容を審査し、基準を満たす場合、変更承認通知書（別記様式第6号）を送付します。

[中止の場合]

速やかに中止承認申請書（別記様式第5号）を提出してください。（中止承認通知書（別記様式第7号）を送付します。）

提出が遅れた場合、他の申請者に補助金が当たらなくなる恐れがあります。

対象設備の工事の着手は、必ず交付決定通知書（別記様式第2号）に記載のある交付決定日（変更した場合は変更承認通知日）以降に行ってください。

完了報告書（別記様式第8号）に必要な事項を記入し、内訳書（別記様式第9・10号）等の必要書類を添付のうえ、設置工事完了日から30日以内、かつ、平成32年3月31日(金)までに持参してください。

提出いただいた完了報告書の内容を確認したうえで、額の確定通知（別記様式第11号）を送付します。

額確定通知後、請求書（別記様式第12号）を速やかに提出してください。

補助金を申請者が指定する口座に振り込みます。

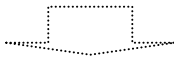
※入金までに2週間程度要します。

# LED 照明 設 備

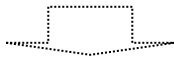
補助金交付申請



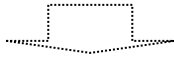
審 査



設計計画の変更（中止）承認申請



設計計画の変更（中止）承認通知



交付（不交付）決定通知



LED照明機器購入



完 了 報 告



交付額確定通知



請 求 書



補助金の支払

受付期間中に、交付申請書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、必要書類を添付のうえ、持参してください。

※書類に不備がある場合、受理できないことがあります。申請受付は先着順で、予定額に達した時点で締切りとなります。

申請いただいた内容を審査したうえで、交付決定通知書（別記様式第2号）又は不交付決定通知書（別記様式第3号）を送付します。なお、申請から交付決定まで10日程度要することがありますので、あらかじめ御了承ください。

※御注意ください！

[設置する設備等を変更する場合]

工事着手前に必ず、変更承認を受けてください。（変更承認申請書（別記様式第4号）を提出してください。）  
**変更承認を受けずに設置した場合、補助金の交付を受けられなくなりますので御注意願います。**

変更内容を審査し、基準を満たす場合、変更承認通知書（別記様式第6号）を送付します。

[中止の場合]

速やかに中止承認申請書（別記様式第5号）を提出してください。（中止承認通知書（別記様式第7号）を送付します。）

提出が遅れた場合、他の申請者に補助金が当たらなくなる恐れがあります。

対象設備の工事の着手（機器の購入）は、必ず交付決定通知書（別記様式第2号）に記載のある交付決定日（変更した場合は変更承認通知日）以降に行ってください。

完了報告書（別記様式第8号）に必要な事項を記入し、設置完了日から30日以内に領収書等必要書類を添付の上提出してください。

提出いただいた完了報告書の内容を確認したうえで、額の確定通知（別記様式第11号）を送付します。

額確定通知後、請求書（別記様式第12号）を速やかに提出してください。

補助金を申請者が指定する口座に振り込みます。

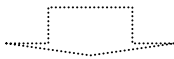
※入金までに2週間程度要します。

## 木質系燃料ストーブ購入

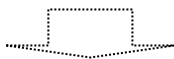
補助金交付申請



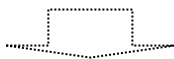
審 査



設計計画の変更（中止）承認申請



設計計画の変更（中止）承認通



交付（不交付）決定通



木質系燃料ストーブ購入



完了報告



交付額確定通知



請求書



補助金の支払

受付期間中に、交付申請書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、必要書類を添付のうえ、持参してください。

※書類に不備がある場合、受理できないことがあります。申請受付は先着順で、予定額に達した時点で締切りとなります。

申請いただいた内容を審査したうえで、交付決定通知書（別記様式第2号）又は不交付決定通知書（別記様式第3号）を送付します。なお、申請から交付決定まで10日程度要することがありますので、あらかじめ御了承ください。

※御注意ください！

[設置する設備等を変更する場合]

工事着手前に必ず、変更承認を受けてください。（変更承認申請書（別記様式第4号）を提出してください。）

変更承認を受けずに設置した場合、補助金の交付を受けられなくなりますので御注意願います。

変更内容を審査し、基準を満たす場合、変更承認通知書（別記様式第6号）を送付します。

[中止の場合]

速やかに中止承認申請書（別記様式第5号）を提出してください。（中止承認通知書（別記様式第7号）を送付します。）

提出が遅れた場合、他の申請者に補助金が当たらなくなる恐れがあります。

対象設備の工事の着手は、必ず交付決定通知書（別記様式第2号）に記載のある交付決定日（変更した場合は変更承認通知日）以降に行ってください。

完了報告書（別記様式第8号）に必要な事項を記入し、設置完了日から30日以内に領収書等必要書類を添付の上提出してください。

提出いただいた完了報告書の内容を確認したうえで、額の確定通知（別記様式第11号）を送付します。

額確定通知後、請求書（別記様式第12号）を速やかに提出してください。

補助金を申請者が指定する口座に振り込みます。

※入金までに2週間程度要します。

